

II 取組結果

第4次行動計画は、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度までの3年間の実施計画として、5つの施策の方向と29の推進施策、42の具体的な取組を位置づけ、各所管において370の事業を実施しました。

今回、第4次行動計画の3年間の総合的な評価をするため、この間の実施状況及び達成度について、所管部署に対する調査を実施しました。この調査結果を踏まえ、推進施策単位に取組状況を確認し、施策の方向ごとに総合的な評価を行いました。また、本計画で位置づけた3つの重点施策について総合的な評価を行いました。

1 計画全体の取組状況と評価等

施策の方向 I 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援

子どもの権利に関する広報や、市民参加のもとに子どもの権利の啓発イベントなどを行う。

推進施策(1)～(4) 計54事業

B(=目標を上回って達成):2事業、 C(=目標をほぼ達成):52事業

〈取組状況〉

推進施策(1)

市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後に市と市民の協働のもとに行います。

「かわさき子どもの権利の日のつどい」は毎年同じ会場で実施していましたが、平成27年度より各区を巡回して開催する形式に変更し、開催区の団体(行政区地域教育会議等)と協働して、クイズラリーやワークショップなどの様々な体験型の企画を実施しました。

推進施策(2)

子どもの権利に対する市民の理解を深めるための広報を行います。

子どもへの広報手段として、従来の条例解説パンフレットに加え、映像資料(DVD)や絵本などの新たな手法による広報物を作成しました。また中高生向けのマンガ入りのリーフレットも新たに作成し、市内の小学校・中学校・高等学校等の全児童・生徒にリーフレットを配布するなど、対象の子どもの年代等に応じた広報を行いました。

子どもの権利に関わる講師派遣では、市民館の社会教育事業や子ども会議等において、市民に対して子どもの権利についての学習の機会を設けました。

推進施策(3)

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

学校における権利学習の取組について、「CAP（子どもへの暴力）プログラム」や「かわさき共生＊共育プログラム」の実施等を通して、権利の大切さや、個性の違いが認められることの大切さ等を学ぶことができました。子どもの権利に関する週間の実施により、保護者や地域住民に公開して、子どもの権利についての理解を深める取組を推進しました。また、かわさき共生＊共育プログラムについての校内研修、権利学習資料の改訂等により、取組の検証・改善も行いました。

職員研修について、学校、保育園、こども文化センター、児童相談所等において職種ごと、階層ごとの多様な研修を実施し、教職員が子どもの権利条例の趣旨を正しく理解するとともに、人権意識を向上させる取組を行いました。

推進施策(4)

子どもの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援を行います。

各区で開催される子育てネットワーク会議や子育てフェスタを通して、市民・市民活動団体の連携、ネットワークの構築を推進しました。その中で、子育てフェスタ等におけるパネル展示（中原区、多摩区等）、人権ブースの設置（高津区）など、子どもの権利の広報・啓発を行うことができました。

また、子どもの権利に関わる講師派遣、子育てグループ支援事業（高津区）などの実施を通して、子どもの権利の保障に努める市民団体等の活動の支援を行いました。

〈総合評価〉

○子どもに対する広報については、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催を各区巡回形式とすることで、これまで参加の機会がなかった地域の住民に向けて効果的な広報を行うことができました。

一斉に配布される条例解説用パンフレットも、中高生対象のリーフレットを新たに作成して全中高生に配るなど、その配布対象を広げました。また映像資料（DVD）や絵本などの多様な広報媒体を活用し、対象や場面に応じた広報を行うことにより、子どもの権利への関心と理解を深めることができました。このことは、平成28年12月に実施した第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）に対する行動計画へのパブリッ

クコメント手続実施による提出意見数（304 通、1,164 件）からも測ることができます。
 ○職員研修の実施により、職員の子どもの権利への意識向上を図り、また、関係機関及び市民グループへの情報提供等を継続して実施しました。

〈子どもの権利委員会の意見〉

推進施策（1）は、市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後に市と市民の協働のもとに行うものである。

具体的取組として、「かわさき子どもの権利の日」の前後において、市民参加のもと、「かわさき子どもの権利の日のつどい」をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発活動を実施し、また「子どもの権利に関する週間」を中心に、子どもの権利学習を推進するものである。

各区を巡回する形式とし、また開催区・地域団体との協働を行うことで、広報・啓発の向上を目指している点は評価できる。しかし、参加人数は増加しておらず、更なる工夫が必要と考える。図書館での子どもの権利に関する図書の紹介コーナーの設置の取組については、どの年代の子どもたちにもその年代なりに理解できる図書・文献の収集と紹介がなされているのかについて、子どもの視点から、常に検証と改善がなされていくことを望む。

推進施策（2）は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるための広報を行うものである。

具体的取組として、子どもの権利に関する理解を深めるため、条例パンフレットの配布や研修会等への講師派遣などにより、広報・啓発を行うものである。

広報物としては、DVD・絵本・中高生用リーフレットなどバリエーションある手法を採っている点や、子どもにわかりやすい内容を検討するなどの工夫により積極的な広報・啓発を行っており、この点での事業課の自己評価も高い。広報・啓発の成果は直ちに現れるものではないが、子どもが辛いことや様々な壁にぶつかったとき、手許にあり、又はその存在に気付けば、メッセージを送ることができるのである。その意味では、講師派遣事業も含め、子どもたちにメッセージを送り続けるという重要なツールであることを再度確認して、今後のより一層の工夫と様々なチャンネルを使って広報・啓発の推進を求めたい。

推進施策（3）は、子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進するものである。

具体的取組としては、親等を対象とした家庭教育、子どもの権利に関する週間をはじめとする学校教育、市民館での人権学習などの社会教育により、子どもの権利について

の学習等を推進すること、②子どもの権利に関する認識を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に係る者に対して、研修を行うこと、③川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援すること、が挙げられる。

①について、学習の機会については、家庭と学校等の場の両面で考え、家庭によりその学習に参加できない状況がみられるとの分析がなされている。しかし、様々なライフスタイルや事情がある中で、家庭の負担を増やす方向ではなく、子どもの視点からすれば、どのような家庭環境であろうとも子どもの権利を学習できるよう、学校・行政側が責任をもって、機会設定の多様性の工夫等の環境整備を行っていくべきと考える。②については、子どもに関わる職員ら大人側がこの条例を理解し、子どもを権利主体とした関わりを持ち続けることが何よりも大切である。そして理解を行動につなげていかねばならない。その意味では大人向けの研修を計画的に続けていること自体は評価できる。しかし、研修により職員等が、どのような知識を得て、どのように指導や支え方に変化を生じさせるようになっていったのか等の具体的な成果についての自己評価が十分明らかでない。また職員等の中でどのような学び合いや共有がなされているのかについても見える化が必要である。③について、子ども会議等の開催自体は評価できるものの、子どもたちによる主体的かつ積極的な権利学習の機会としてもらうためには、より事前・事後も含めたファシリテーターとしての大人の役割は重要であり、そのサポート面についても言及・共有が今後必要であろう。

推進施策（4）は、子どもの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援を行うものである。

具体的取組としては、区が構築する地域のネットワーク等により、子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めるとある。

子どもが権利主体であるとする条例の考え方が広くかつ深く地域に浸透していくためには、子どもに関わる地域の団体と行政とが同じ視点で関わる必要があり、その意味では、内容の検証を常に行いつつも、行政側が積極的に子どもに関わる民間団体等に地道かつ継続的な研修・働きかけを行っていくことが求められる。

〈市の考え方〉

子どもの権利を保障するためには、市民や職員が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識を普及することが重要です。対象の年代等に合わせた多様な手法による広報、様々な職域を対象にした職員研修等を、その効果を検証しながら、積極的に推進します。

施策の方向II 個別の支援

国籍や性別、障害等により差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、個別の支援を行う。

推進施策(5)(6) 計 50 事業

B (=目標を上回って達成) : 1 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 49 事業

〈取組状況〉

推進施策(5)

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

外国につながる子どもについて、保育園や学校等におけるやさしい日本語を含む多言語での情報提供、学校への日本語指導等協力者の派遣等の支援を行いました。学校への日本語指導等協力者派遣事業の新規派遣件数は3年間で165名から215人に増加しました。区役所においては、通訳の支援（川崎区）や学習支援（麻生区）等の地域の状況に応じた必要な支援を行いました。

性的マイノリティへの支援の取組は第4次計画で初めて位置づけられたものですが、区役所等における相談窓口や、学校での支援体制の充実による当事者支援を進めるとともに、学校における職員研修や、映画上映や講演会を通して、職員や市民の理解を深める取組を推進しました。

障害のある子どもについて、学校における特別支援教育、各区役所における子どもの発達支援事業、発達障害者支援センター事業、放課後デイサービス等の放課後活動等支援事業の実施等により、個々のニーズに合わせた専門性の高い支援を行いました。放課後デイサービス事業所は3年間で41か所から103か所に増加するなど、そのニーズの高まりに応じて支援を拡充することができました。

児童養護施設等に入所する子どもに対し、子どもの権利ノートの配布、一時保護所での学習指導等の必要な支援を行いました。

推進施策(6)

様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進します。

様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を目指して、外国等の異文化への理解を深める民族文化講師ふれあい事業や、障害への理解を深めるための「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」に基づく取組等を推進しました。また、学校では、かわさき共生*共育プログラムにおいて、個性の違いは認められること、自分

を表現し、その意見が尊重され、仲間と集うことができることなどをエクササイズ等を通じて体験的に学ぶ取組を行いました。

〈総合評価〉

○それぞれの所管部署が、個別の支援のニーズを把握し、きめ細かい支援の取組を進めました。性的マイノリティの支援、障害のある子どもの支援等は、そのニーズの高まりに応じて支援を充実させることができました。また、外国等の異文化や障害についての理解を深めることで、共生社会の実現に向けての意識の醸成に努めました。

〈子どもの権利委員会の意見〉

推進施策（5）は、国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うものである。

具体的取組として、①多言語の情報提供、通訳や日本語指導者の派遣等の外国につながる子どもへの支援の取組、②思春期相談等の性的マイノリティや男女平等に関わる支援の取組、③障害についての各種相談、発達支援事業等の取組、④子どもの権利ノートの活用等の児童養護施設に入所している子どもへの支援、適応指導教室等の不登校の子どもへの支援の取組がある。

①について、通訳及び翻訳バンク事業は年々利用件数が増加しており、このような仕組みがあることは、外国人の保護者にとってとても助かるものである。保護者がより安心できるように、通訳者と保護者とのコミュニケーションを十分にとることが重要である。また、保育園での情報提供について、ルビをふるだけでは理解が難しく、やさしい日本語を用いるようになったことは評価できる。日本語指導等協力者の派遣事業について、総合教育センターが各区教育担当と連携し、区役所でも相談ができるようになったことは評価したい。先生と母語で話せることは、子どもが自分に自信を持ち、安心して生活するために重要である。ニーズの増加により派遣回数が減っているが、当事業のより一層の充実を期待する。保護者と子どもが安心して保育園に通うことができるように、一層の充実を期待したい。保育園や学校においてきめ細かな対応が行われるようになったことは評価すべきことであるが、未就園児の保護者への母子保健サービスや保育園の入所方法等の情報提供が行われることが求められる。

②について、性的マイノリティ人権関連事業は自己評価「B」としており、性的マイノリティの課題を明らかにし、様々な手法による市民向けの広報を展開したことは評価できる。今後、情報が必要な子どもに届くように、わかりやすい内容での広報を行う等、子どもが知る機会、参加できる機会を増やしていくことが必要であろう。また、さまざまな場所で性に関する相談ができるようになったのは良いことであるが、思春期の悩みはより複雑で深刻なことがあるため、安心して気軽に相談できる環境づくり、親等の家

族への相談支援ができる体制づくりが一層求められる。

③について、放課後等デイサービス事業が大幅に増加しているが、障害のある子どもの居場所ができたことは、子どもにとっても家族にとっても安心できることである。子どもが自立に向けた訓練を行うことができるように、今後の一層の充実を期待したい。また、子どもの発達に関わる相談支援事業は、身近な区役所を中心として実施されているが、高い専門性が求められるため、医療機関、学校などの関係機関との緊密な連携のもと、子どもと家族への支援を行っていくことが必要である。

④について、子ども夢パークや適応指導教室（ゆうゆう広場）など、不登校の子どもの居場所を提供し、支援を行ったことは評価できる。子どもの様々な状況を理解し支援につなげることが重要であるため、学校等の関係機関と連携しながら、地域のさまざまな場所で子どもの居場所ができることが望まれる。

推進施策（6）は、様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進するものである。

具体的取組として、多文化共生や障害への理解を進めるための啓発・広報、多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」の取組がある。

「民族文化講師ふれあい事業」により民族文化講師を学校に派遣することは、多文化教育の重要な取組である。特定の国や地域に偏ることなく、より多様な文化を学び、体験する機会を作ることが子どもの権利にとって大切である。

外国につながる子どもや、障害のある子どもなど、個別の支援が必要な子どもに対し、それぞれの状況に応じた様々な支援が行われるようになったが、多文化共生社会の実現のためには、支援の場だけではなく、交流の場も必要である。民族文化講師ふれあい事業や、特別支援学級等との交流がそれにあてはまるが、外国につながる子どもや障害のある子どもが、いろいろな子どもと交流することが重要である。言葉が使えなくても交流ができるし、同じ場で交流すれば、同じ気持ちを持てるのである。

そして、家族への支援もまた重要である。通訳の派遣等により家族が安心して相談できる環境づくりを行うことが大事であり、家族の安心は子どもの安心にもつながるのである。その支援にあたっては、支援者と家族が十分にコミュニケーションをとり、信頼関係を築くことが重要である。

〈市の考え方〉

個別の支援のニーズは今後ますます多様化すると考えられます。子どもの国籍や性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないように、外国につながる子ども、障害のある子ども、性的マイノリティの子ども等、多様化するニーズに対応した、当事者や家族等へのきめ細かい支援を行うとともに、理解や交流を促進する取組を推進します。

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

親に対する子育て支援、学校、保育園等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行う。

推進施策(7)～(21) 計 195 事業

B (=目標を上回って達成) : 2 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 192 事業、 E (=事業を廃止) : 1 事業

〈取組状況〉

推進施策(7)

親等に対し、子どもの権利の保障に関する必要な支援を行います。

子どもの権利の保障には親等が子どもの権利について理解をすることが重要であるため、子どもの権利に関わる講師を派遣し、子どもの権利の日事業や市民館の社会教育事業において親等が子どもの権利について学ぶ機会を提供しました。

推進施策(8)

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

子どもに身近な区役所において、子育てフェスタの開催、子育てガイドの発行等による情報提供、子育て相談の実施等により、子どもの養育を支援する取組を行いました。また、多胎児育児支援事業（中原区、高津区）、男性育児参加支援事業（幸区）、転入者向け子育て支援事業（高津区、宮前区）、子育て支援パスポート事業（多摩区）など、地域性を反映した特色のある取組も多く行われ、男性育児参加支援事業は参加者が増加する等の成果がありました。また、地域子育て支援センターの運営、児童家庭支援センターにおける子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）など、ニーズに応じた子育てに関するきめ細かい相談支援を行いました。

養育が困難な親等への支援について、ひとり親家庭への相談支援事業、子どもの発達支援事業等により、親等の状況に合わせた相談支援の取組を行いました。

推進施策(9)

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方やその職場環境に関する啓発を行います。

男女共同参画センターにおけるワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画に関連す

る講座の開催等により、仕事と家庭の両立に向けた支援を行いました。

推進施策(10)

親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実に努めます。

児童虐待防止に向けて、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を深めて適切な相談支援を実施しました。要保護児童対策地域協議会において情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行うことで、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めました。

11月の児童虐待防止月間を中心に、サッカーチームとの連携による啓発イベントやフットサル大会の開催など、多くの人の目にふれるような工夫をこらした普及啓発活動を展開しました。また、親等のグループミーティング、里親研修などを通して、親等を対象にした啓発を行い、虐待の未然防止につなげることができました。

推進施策(11)

虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行います。

児童虐待防止センター事業や総合教育センターにおける24時間365日の電話相談、区役所や児童相談所等における相談支援を通して、虐待を受けた子どもの適切な相談支援を行いました。平成27年度に専門的心理ケアを行う児童心理治療施設「かなで」を開設し、専門相談支援体制を構築しました。また、児童相談所における小規模グループケアの導入や、里親登録数の増加により、家庭的養護の充実に努めることができました。

推進施策(12)

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境を整備します。

こども文化センターや子ども夢パークにおいて、利用者である子どもの意見を施設の管理運営やイベントの企画運営に反映し、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備しました。

推進施策(13)

育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

保育園、こども文化センター、わくわくプラザ等において、子どもが施設で安全に過ごせるよう、老朽化施設の改修、バリアフリーの理念に基づく施設整備を行いました。わくわくプラザでは、学校と協議し余裕教室を利用させてもらうなど狭あい施設の解消を行い

ました。また、学校において、スクールガードリーダー、学校安全ボランティア、地域交通安全全員等の配置・活用により防犯対策や通学路の見守り活動を実施しました。

推進施策(14)

育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。

児童相談所、保育園、学校等における「子どもの権利」の視点からの各種職員研修の実施、体罰に関するリーフレットの配布等を通して、子どもへの虐待及び体罰の防止についての職員の意識の向上に努めました。

推進施策(15)

育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

体罰等の相談に対応する電話相談ホットラインの設置など、育ち・学ぶ施設において虐待及び体罰に関する相談体制を整備するとともに、相談カードの学校の全児童生徒への配布、子どもの権利ノートの児童養護施設等へ入所する子どもへの配布により、子どもが相談しやすい環境の整備を行いました。

推進施策(16)

育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもの権利の啓発を行い、施設の職員に対しては、研修を行います。

学校におけるいじめ防止の取組として、いじめ防止対策防止法に基づく「川崎市いじめ防止基本方針」により、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に向けた体制づくりを推進しました。また、校長や人権尊重教育推進担当者等の教員やスクールカウンセラーを対象にした研修を実施することで、いじめ防止に向けた支援を推進しました。

推進施策(17)

育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

学校において、校内の情報共有による児童指導体制の充実を図るとともに、いじめ防止

対策連絡協議会において関係機関と情報共有を行うなど、関係機関との連携の強化を図りました。また、教育相談の実施、小学校における児童支援コーディネーターの専任化の推進、スクールカウンセラーの市立中学校全校への配置及び小学校等への派遣、スクールソーシャルワーカーの増員による体制強化など、学校におけるいじめに関する相談体制を整備しました。

推進施策(18)

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

学校、保育園、児童相談所等において、個人情報の適正な管理を行い、職員研修等により個人情報保護に関する意識向上を図りました。また、学校における子どもの処遇に関する手続きについて、当事者等から納得されるよう適正に行いました。

推進施策(19)

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。

子どもが地域の中で安全・安心に過ごせるよう、防犯パトロール等の防犯対策事業、交通安全教室や新入学児童へのランドセルカバー配布等の交通安全推進事業を実施しました。防犯対策事業では、平成28年度から新たに防犯カメラ設置補助制度を創設し、通学時における子どもの安全確保に貢献しました。

地域の寺子屋事業は、平成26年度から28年度にかけて8か所から30か所へと増やし、地域の子どもと大人、異世代の子ども同士の交流を促進しました。

推進施策(20)

ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる子どもの居場所を支援します。

区内の中学校区に概ね1か所あるこども文化センターを、子どもが自由に安心して過ごせる居場所として施設運営を行うとともに、子どもがやりたいことが自由にできる子ども夢パークや冒険遊び場など、地域における多様な形の居場所を提供しました。また不登校の子どもに対して、適応指導教室（ゆうゆう広場）、こどもサポート（旭町、南野川）、子ども夢パークのフリースペースえんにおいて、安心して過ごせる居場所を提供し、学習等の支援を行いました。「こどもサポート旭町」は開所日を増やすなど、支援の充実を図りました。

子どもの権利条例パンフレットや、子どもの権利の日のつどいのちらし・ポスター、

子ども夢パークつうしん等の広報媒体を通して、子どもの居場所についての広報を行いました。

推進施策(21)

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

行政区・中学校区地域教育会議において、子ども会議等の行事やイベント等を通して交流し、子どもの活動の支援を行いました。

〈総合評価〉

- 平成 28 年度に各区に地域みまもり支援センターを設置し、多様な主体による支援、多職種連携による切れ目のない支援を行える体制を整備し、子どもや親にとって身近な区役所を中心として、地域性を反映した特色のある子育て支援等の取組を多く実施しました。また、養育の困難な親等への相談支援を行い、これらの取組により家庭における子どもの権利保障を推進しました。
- 子どもの権利の重大な侵害である虐待といじめの未然防止等の取組は特に力を入れて推進をしてきたところです。虐待については、虐待相談・通告件数は全国的にも増加傾向が続いており、予防に向けた啓発活動や相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会等を中心とした関係機関の連携強化を行いました。いじめについては、いじめ防止対策推進法（平成 25 年）に基づくいじめ防止対策として、相談支援体制の整備、教員の指導力の向上、関係機関の連携による支援などを進めてきました。また児童養護施設の改築及び小規模グループケアの導入等により、施設に入所している子どもの支援の取組を進めました。これらの取組により、育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障を推進しました。
- こども文化センターや子ども夢パーク、適応指導教室（ゆうゆう広場）等の運営を行うことで、多様な形で子どもの居場所作りに取り組み、地域における子どもの権利保障を推進しました。

〈子どもの権利委員会の意見〉

推進施策（7）は、親等に対し、子どもの権利の保障に関する必要な支援を行うものである。

具体的取組として、子どもの権利について親等が理解するようパンフレットや保育園だよりの配布、平和や人権、家庭教育に関する講座・研修等における子どもの権利に関する学習の実施、「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心とした権利学習の公開授業が挙げられる。

パンフレット等の配布により、まず親等が子どもの権利について理解をすることが重要である。それは参加のきっかけにはなるが、参加できない家庭へのアプローチが引き続き必要である。また、さまざまな学習機会を通じて、共に生きる地域社会の創造、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けており、引き続き取組を進める必要がある。「川崎市子どもの権利に関する週間」により親等に授業を公開することは、親等が子どもの権利を理解する上で重要な取組となる。今後指導資料の実践例などを紹介し、活用しやすくしていくことで、「川崎市子どもの権利に関する週間」への理解を広めていく必要がある。

推進施策（8）は、親等に対する子どもの養育に必要な支援、親等が養育に困難な状況にある場合は特に配慮した支援を行うものである。

具体的取組として、①区役所において子育てフェスタの開催、子育てガイドの発行等を通じた情報提供や各種相談事業の実施、②養育が困難な親等に対する、ひとり親家庭への相談支援事業、子どもの発達支援事業等の親等の状況に合わせた相談支援の実施が挙げられる。

①について、イベントや子育て広場等の開催が子育て中の親子と子育てに関わる市民等の交流する場になったが、開催場所により地域がかたよってしまう傾向があるのでどの地域にも参加しやすい工夫が必要である。また、区役所を中心にして、多胎児育児支援事業、男性育児参加支援事業、転入者向け子育て支援事業など、家庭がもつ子育ての様々な事情、地域性を反映した特色のある取組を行った。子育て支援パスポート事業など商店街協賛での事業に取り組む地域もあった。男性育児参加支援事業は参加者が増加する等の成果があったことは評価する。一方で、子育て支援パスポート事業では商店街の協賛の辞退が出ており、地域で子育てを支えていくためにも、地域の協力体制の強化が必要と考えられる。②について、子育て短期利用事業の実施により育児負担等の軽減ができたことは評価できる。貧困の連鎖の防止を目的にした学習支援・居場所づくりに力を入れていることは評価するが、さらなる事業の充実が必要である。

推進施策（9）は、事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方やその職場環境に関する啓発を行うものである。

具体的取組として、男性の家事・育児のワーク・ライフ・バランスを考える講座や育児中・復帰後の女性のためのセミナーなどの仕事と家庭の両立に向けた支援、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に向けた講演会や交流会等の開催が挙げられる。

職場復帰を目指す男女の仕事と家庭の両立に向けた支援を行えたことは評価できる。引き続きワーク・ライフ・バランスについて考え、職場環境づくりの支援も推進していく必要がある。

推進施策（10）は、親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動を

行うものである。

具体的取組として、①本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携による適切な相談支援の実施、②要保護児童対策地域協議会において情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止、③児童虐待防止月間を中心に、サッカーチームとの連携による啓発イベント（フットサル大会）の開催等の普及啓発活動、④親等のグループミーティング、里親研修などを通して、親等を対象にした啓発を行っている。

①について、各区役所に地域みまもり支援センターが設置され保健福祉、教育活動支援等の体制が強化されたことで、妊産期を含めた早期の段階からの相談支援が適切に行われることが期待される。②について、要保護児童対策地域協議会も回数を重ね、新たに虐待の早期発見・予防のための各機関による取組や支援啓発活動が広がっていることは評価できる。引き続き子どもの権利を守る主体としての各機関の取組の充実と情報交換、連携が期待される。各区の具体的活動において、対象ケースの支援について区や児童相談所、地域の相談支援機関や民生委員児童委員の情報の共有等、連携・協力のあり方の検討が必要と思われる。③について、児童虐待防止推進月間は市民の目にふれる具体的取組として一定の効果があると思われる。児童家庭支援センターも整備され、地域の関係機関・団体等と連携しさらに普及啓発の充実を図る必要がある。

推進施策（11）は、虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行うものである。

具体的取組として、①児童虐待防止センター事業や総合教育センターにおける24時間365日の電話相談、区役所や児童相談所等における相談支援を通して、虐待を受けた子どもの適切な相談支援の実施、②専門的心理ケアを行う児童心理治療施設「かなで」の開設による専門相談支援体制を構築、③児童相談所における小規模グループケアの導入、里親登録数増により、家庭的養護の充実を図っている。

①について、平成28年度の市内の児童相談所における児童虐待相談・通告件数は過去最高の2,000件を超え、電話相談は6,000件を超えている状況が報告されている。住民の知識、意識が高まっていることや関係機関の連携が進められてきたとも言えるが、迅速かつ適切な対応が実施できているかの検証や評価が必要である。②③について、対象となる子どもへの専門治療的ケアや家庭に近い形での環境整備が実施された。また里親登録数の増により、子どもに合ったより適切な場所での支援が、子どもの安全・安心という視点からの効果が期待される。

推進施策（12）は、子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境を整備するものである。

具体的取組として、こども文化センターや子ども夢パークにおいて、利用者である子どもの意見を施設の管理運営やイベントの企画運営に反映し、子どもが自ら育ち、学べ

るよう環境整備をしている。

「子どもの権利」に関連して子ども自身が企画、実施に携わるなど、引き続き自ら育ち、学べる環境づくりを継続できるよう工夫していくことが期待される。

推進施策(13)は、育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保するものである。

具体的取組として、①保育園、こども文化センター、わくわくプラザ等において、老朽化施設の改修、バリアフリーの施設整備、②わくわくプラザでは、学校と協議し余裕教室利用による狭あい施設の解消、③学校において、スクールガードリーダー、学校安全ボランティア、地域交通安全員等の配置・活用により防犯対策や通学路の見守り活動を実施している。

①②について、引き続きバリアフリー化や老朽化する設備の補修等、施設整備を実施することや、実態にあわせた学校との連携により、子どもが安心・安全に活動できる環境づくりを進めていく必要がある。③について、子どもの守られる権利の保障を推進するための防犯対策や見守り活動を実施しているが、さらに神奈川県警のスクールサポーターとの連携強化が望まれる。

推進施策(14)は、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行うものである。

具体的取組として、児童相談所、保育園、学校、児童福祉施設等における「子どもの権利」の視点からの各種職員研修、体罰に関するリーフレットの配布等による子どもへの虐待及び体罰防止の意識向上に努めている。

児童相談所や学校、公立の保育園、児童福祉施設への研修や啓発の取組は評価できる。今後は多くの民間保育園や幼稚園までを対象にした「子どもの権利」研修や啓発活動に取組むことが課題と思われる。

推進施策(15)は、育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復を図るものである。

具体的取組として、①相談体制について、体罰等の相談に対応する電話相談ホットラインの設置、育ち・学ぶ施設において虐待及び体罰に関する相談体制を整備、②「相談カード」の全児童生徒への配布、「子どもの権利ノート」の児童養護施設等へ入所する子どもへの配布により、子どもが相談しやすい環境整備、④子どもの権利学習、「かわさき共生*共育プログラム」を推進している。

①について、「24時間子供SOS電話相談」は子どもの救済と早期の解決を図るうえで重要な仕組と思われる。相談の把握や事態の改善に向けたより具体的な情報収集が課題である。②について、「相談カード」は従来の配布場所から美容院や飲食店、スポー

ツクラブ等に広げられ、さらなる配布場所の開拓が期待される。④について、いじめを防止のために、人権教育の一層の取組が重要である。

推進施策(16)は、育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもの権利の啓発を行い、施設の職員に対して研修を行うものである。

具体的取組として、校長や人権尊重教育推進担当者等の教員やスクールカウンセラーを対象にした研修の実施によるいじめ防止に向けた取組の推進を図っている。

「川崎市いじめ防止基本方針」に基づき各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定しているが、いじめは表面化しづらい状況にあるため対策、対応のさらなる検討が課題であり、引き続き効果的な研修の継続と全教職員が共有できるよう推進することが望まれる。

推進施策(17)は、育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復を図るものである。

具体的取組として、①学校における情報共有による児童指導体制の充実と、いじめ防止対策連絡協議会における関係機関との連携強化、②教育相談の実施、児童支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用によるいじめに関する相談体制を整備している。

①について、いじめ防止対策連絡協議会において関係機関と連携し、子どもの救済の視点から課題の点検や効果的な対策の協議が望まれる。②について、小学校における児童支援コーディネーター専任化やスクールカウンセラーの中学校全校配置、スクールソーシャルワーカーの増員による体制強化等、いじめに関する相談体制が整備されたことで、課題の解決・好転につながっていることは評価できる。学校規模に応じた配置増や子どもの権利が保障されるよう教職員との各専門性を活かした協力関係構築と連携が課題である。

推進施策(18)は、育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理するものである。

具体的取組として、①学校、保育園、児童相談所等において、個人情報 の適正管理、職員研修等により個人情報保護に関する意識の向上、②学校における子どもの処遇に関する手続きについて、当事者等から納得されるよう適正に行っている。

①②について、個人情報の保護については一定の認識がされていると思われる。子どもの最善の利益を損なうことがないように日々の点検や意識向上のための継続した研修が必要である。

推進施策(19)は、子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備するものである。

具体的取組として、①地域の中で安全・安心に過ごせるよう、防犯パトロール等の防犯対策事業の実施、防犯カメラ設置補助制度の創設、通学時における子どもの安全確保、

②交通安全教室や新入学児童へのランドセルカバー配布等の交通安全推進事業の実施、
③地域の寺子屋事業による子どもと大人、異世代の子ども同士の交流促進を行っている。

①②について、子どもが安心して生きる権利、自分を守り、守られる権利の視点から、地域ぐるみの防犯活動や、保育園、幼稚園、小中高校等における交通安全教室の実施、ランドセルカバーの配布等、安全確保に努めており、今後も安全確保に関わる人の確保や信頼を高めていくことが望まれる。③について、8か所から30か所へと増やし、地域の大人、親子、異年齢の子ども同士が関わりながら、自分のしたい学習、遊び等、子どもにとって安心できる場所になっていることは評価できる。今後も地域のニーズを把握し、開催箇所の拡大や人的資源の確保、子どもたちに期待される運営方法の工夫等が望まれる。

推進施策(20)は、ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる子どもの居場所を支援するものである。

具体的取組として、①こども文化センターで子どもが自由に安心して過ごせる居場所としての施設運営と、子どもがやりたいことが自由にできる子ども夢パークや冒険遊び場など多様な形の居場所提供、②不登校の子どもに対して適応指導教室(ゆうゆう広場)、こどもサポート(旭町、南野川)、フリースペースえんにおける居場所の提供と学習支援の充実、③子どもの居場所について、子どもの権利条例パンフレット、子どもの権利の日のつどいのちらし・ポスター、子ども夢パーク通信等の広報媒体による広報を行っている。

①②について、学校や地域等に居場所を見出せない子どもに、安心して過ごせる居場所として機能していることは重要である。サポート体制のさらなる充実と、学校や地域、関係機関等とのより緊密な連携が望まれる。③について、各種の取組がされているところであるが、周知についての工夫や人的支援者の確保も含めた効果的な広報が望まれる。

推進施策(21)は、地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援を行うものである。

具体的取組として、行政区・中学校区地域教育会議において、子ども会議等の行事やイベント等を通して交流し、子どもの活動支援を行っている。

子ども会議では工夫を凝らした多彩な活動が行われ、子どもの意見表明権を大切に行ってきたことは評価できる。さらに活性化するために、市、行政区、中学校区の子どもの会議が連携を深めるとともに、継続的に充実、実施されるようバックアップ等を含め、今後の方向性をさらに検討することが望まれる。

家庭における子どもの権利保障については、親や子ども自身が安心して相談ができる環境にあるか等の視点は重要であり、地域での孤立や、経済的に困窮するなど、養育に困難を抱えている家庭への支援の重要性が増している。子どもや家庭を支援・サポートするさらなる取組のひとつとして、子どもが安心していられる居場所作りの推進が必要と思われる。虐待や体罰、いじめの未然防止等の予防に向けた啓発活動と、早期発見のための具体的取組や支援対策、関係機関の連携が図られているものの、数値的には依然として厳しい状況にあることから、さらなる権利学習や研修の推進と啓発・相談体制・支援体制・救済の取組の拡充や充実が求められる。

〈市の考え方〉

児童虐待の相談・通告件数や、学校におけるいじめの認知件数は増加の傾向にあり、子どもの貧困等の新たな課題も生まれています。また、子どもがありのままの自分でいられ、ほっとできる場所、安心していられる場所としての「子どもの居場所」（条例第 27 条）の重要性も増しています。

困難を抱える子どもへの支援、子どもの居場所の支援の充実を図り、家庭、民間施設を含めた育ち・学ぶ施設、地域における子どもの権利保障の取組を推進します。

施策の方向IV 子どもの参加

市政について子どもの意見を求めるほか、子ども向けの事業などにより子どもの参加を支援する。

推進施策(22)～(27) 計 46 事業

B (=目標を上回って達成) : 1 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 45 事業

〈取組状況〉

推進施策(22)

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援します。

市・行政区・中学校区の子ども会議においては、身近な課題を話し合っ市長や区長等に報告するなどし、子どもの参加・意見表明を促進することができました。市こども会議では、市長への提言をきっかけにエコキャップの回収が進みました。また、行政区子ども会議との交流の機会を増やすなど、活動を活発化しました。

舞台芸術や映像関連のワークショップ、青少年フェスティバルの企画運営等を通して、子どもが地域における文化活動等に主体的に参加する機会を提供しました。また、各区スポーツ推進委員会や総合型地域スポーツクラブと連携して、地域におけるスポーツ活動に参加する機会を提供しました。

「こども議場見学会」等の子どもが参加できるイベントを実施するとともに、市の様々な分野の所管が「キッズページ」等の子ども向けホームページを作成して、市政の情報をわかりやすく提供し、多様な社会活動への参加を促進することができました。

推進施策(23)

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援を行います。

市子ども会議を開催するとともに、子ども会議サポーター養成会議を開催し、子ども会議の進め方や、子どもの権利についての理解を深めることでサポーターとしての力量、見識を高めることができ、子ども会議の運営を支援することができました。

推進施策(24)

子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

子ども夢パークにおいて、子どもが中心となった委員会を組織し、子どもの意見を反映し、子ども自身が運営を行う「こどもゆめ横丁」「夢パまつり」「KUJI ROCK」等のイベントを開催し、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援しました。

推進施策(25)

育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

生徒会活動について、教員の研究会活動の場等を通して実践につながる指導・助言方法等を身につけ、特別活動の意義を共通理解することで、生徒の自主性・自発性を尊重した生徒の支援を行うことができました。

推進施策(26)

育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

保育園利用者説明会において保護者に保育方針や子どもの権利保障の取組について説明したり、学校教育推進会議または学校運営協議会において子どもや保護者、地域住民等が参加して教育目標や教育活動等について協議することにより、地域に開かれた施設運営を行うことができました。

推進施策(27)

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会を定例的に開催し、施設運営や行事の内容等について子どもの意見を反映させることで、子どもの意見表明・参加を促進することができました。

〈総合評価〉

○子どもの意見表明について、市・行政区・中学校区の子ども会議において、さまざまな視点から子どもの意見を聴き、市長等へ提言したり、施設運営等に反映させる等により、

子どもの意見表明を促進しました。

○多くの部署（中には子ども施策を直接所管しない部署も含まれる）において子ども向けのホームページを開設して、市の施策を子ども向けにわかりやすく説明したり、子どもを対象にしたイベント情報を発信する等により、様々な機会における子どもの参加を支援しました。

〈子どもの権利委員会の意見〉

推進施策（22）は、子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援するものである。

具体的取組として、①子ども会議の開催、②育ち・学ぶ施設等の運営における子どもの意見表明の支援、③地域における文化やスポーツ活動等への参加の支援、④子ども向けの体験事業等の実施とホームページ等による情報提供を行っている。

①については、市・行政区・中学校区地域教育会議において、子どもの権利条例第29条、第30条の具体化として、子ども会議が開催されている。平成10年には、7行政区全てに「地域教育会議」が設置され、行政区の子ども会議も、それぞれの地域教育会議の取組の一環として継続的に行われてきた。課題として「子どもたちが本気で取り組んでみたいテーマ設定ができていくか、常に意識していくことが大切である」と述べられているが、継続的に行っていると、ともすればマンネリ化する恐れもあり、そのような考えは、重要な問題意識であると思う。子ども会議以外の諸施設や取組、運営委員会の中でも、この視点を大事にして欲しい。

④については、〇〇キッズページのように、様々な部署から市政に興味を持ってもらえるような情報提供への模索が読み取れる。また、生徒会役員選挙協力事業は、46事業中ただ一つ自己評価「B」であるが（他は全て「C」）、「実際の選挙に使用する選挙物品や道具、資料等を提供し、選挙の正しいあり方を体現することによって民主主義に対する理解と関心を高め…」と事業概要で述べ、「市立中学校については8割を超える学校で実施しており、事業が定着したとともに市内在住の多くの中学生が投票行為を体験したことになる」ことを成果としてあげている。確かにその点は評価されるが、施策の柱である「子ども自らの意見表明や、子どもの意見が反映される」ことが、民主主義・主権者教育につながるとすれば、その視点からの工夫も望みたい。

推進施策（23）は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催し、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援するものである。

具体的取組としては、①子ども会議サポーター研修や学習会の実施による、サポーターの人材育成、②市子ども会議と行政区・中学校区子ども会議との交流の促進を行って

いる。

①については、この間、子ども会議サポーターの養成に一定の力が注がれてきたことが見て取れる。「3年間の成果と課題」でも「サポーターの世代交代を図っていくことが必要である」と述べており、より子どもの感性に近いサポーターを確保していく工夫と注力が求められる。

推進施策(24)は、子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援するものである。

具体的取組として、子ども夢パークにおいて、イベント等を通じて子どもの自主的・自発的な活動を支援しているが、子ども夢パークでの実践は、「子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設」としての成果を上げている。各行政区、少なくとも南部・中部・北部の3か所に、子ども夢パークと同様の施設の設置・準備を望みたい。

推進施策(25)は、育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等の施設運営への配慮を行うものである。

具体的取組として、学校における生徒会活動が挙げられるが、生徒会役員の生徒だけでなく、課題にある「生徒一人一人が活躍する機会」が事業全体として貫かれているかを検証する必要がある。

推進施策(26)は、育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮するものである。

具体的取組として、学校教育推進会議が挙げられる。平成28年度は全市立学校178校において、学校関係者評価が学校評価シート上に記された。また、成果として「人権尊重教育をすべての教育活動の基盤においており、確実に評価がなされている」と述べられているが、具体的取組について紹介し、発展させて欲しい。

推進施策(27)は、子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くものである。

具体的取組として、子ども夢パークやこども文化センターにおける子ども運営委員会の開催が挙げられる。

子ども夢パークやこども文化センターにおいて、子ども運営委員会を通しての子どもの意見を聞くシステムは定着してきているように見受けられる。これらのシステムを継続していくとともに、子どもの声や意見が実現していくことを通して、子どもたちのより積極的な参加が促進されると考える。

それぞれの取組が継続的に行われていることは評価できるが、1事業を除いて「目標をほぼ達成」(達成度3・自己評価C)としており、各部署でマンネリ化していないかの点検が必要ではないだろうか。また、評価にあたり評価基準が明確になっているのか、各部署で検討されているのかの確認も必要である。

「子どもの参加」という子どもの権利条例の中でも重要な視点については、各部署で理解され事業に反映されていることは読み取れる。より子どもの意見が実際に反映される仕組みづくりと支援が求められている。

〈市の考え方〉

子ども会議の参加者が減少するなど、意見表明や参加の経験のない子どもが多くいる現状があります。子どもの権利の保障のためには、子どもの意見表明・参加の促進は不可欠であるため、子ども会議や子ども運営委員会等の意見表明の場の充実、市政や施設運営等へ子どもの意見の反映する取組等を、その効果を検証しながら、積極的に推進します。

施策の方向V 相談及び救済

子どもが気軽に相談できる環境をつくり、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行う。

推進施策(28)(29) 計25事業

C(=目標をほぼ達成):25事業

〈取組状況〉

推進施策(28)

相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できるような環境づくりに努めます。

人権オンブズパーソンの周知及び利用促進を図るため、相談カードの配布、子ども教室の実施等の従来の取組に加え、PR動画や啓発物の作成、人権オンブズパーソン通信の発行など、新たな取組を展開しました。

推進施策(29)

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

教育委員会事務局、区役所等において、それぞれの特性や専門性に応じた相談窓口を設置し、子どもの権利侵害の状況に配慮した相談及び救済を行いました。また、学校、区役所、児童相談所、人権オンブズパーソン等が密接な連携を行いました。

また、相談カードの配布対象の拡大、市こどもページの改善等の工夫を行い、相談・救済機関の周知の取組を推進しました。

〈総合評価〉

- 子どもの相談・救済機関については、子ども及びその権利侵害の特性に応じて、数多くの窓口が設置されており、それぞれの専門性を生かした相談及び救済を行いました。多様化、複雑化する相談内容へ対応するためには、各関係機関の連携は不可欠であり、関係機関の連絡会議等により適切な情報共有と連携を推進しました。その中で、平成28年度に各区役所に設置された地域みまもり支援センターは、多職種連携による一体的支援を行う拠点として大きな役割を担いました。
- 各所管において効果的、効率的な広報を創意工夫して取り組み、相談窓口の認知度を上げ、利用度を促進する取組を推進しました。

〈子どもの権利委員会の意見〉

推進施策(28)は、相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できるよう環境づくりを行うものである。

具体的取組として、①人権オンブズパーソン広報・啓発事業、②人権オンブズパーソン子ども教室推進事業がある。

①について、平成28年度の子どもの相談受付件数は118件と、前年度の受付件数(171件)から大幅に減少している一方、子どもの救済受付件数は6件(見込み 前年度3件)、発意調査は2件(見込み 前年度1件)と、いずれも増加している。受付件数のみから人権オンブズパーソン広報・啓発事業を評価することはできないが、子どもの相談受付件数が減少した原因を分析しつつ、引き続き子どもに人権オンブズパーソンの存在と役割が周知されるよう、広報活動を行うことが求められる。

②については、平成28年度の小中学校のアンケート結果において、人権オンブズパーソン子ども教室について「分かりやすかった」と「まあまあ分かった」との回答が全体の90%を超えるなど、人権オンブズパーソンが身近に相談できる機関として周知されるための努力が奏功していることが窺われ、評価できる。

推進施策(29)は、関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行うものである。

具体的取組として、①子どもが安心して気軽に相談できるようにするための各種相談カードの作成・配布と子ども向けホームページの活用、②子どもの権利擁護のために必要な支援と施設の整備、③思春期保健相談やインターネット問題相談窓口、教育相談事業などの権利侵害の特性に応じた各種相談事業の充実がある。

①について、SOSカードや相談カード「ひとりで悩まないで」等の配布を継続的に実施しているが、実際にこれらのカードを利用した救済が図られているかの検証がなされていない。これらを利用した救済の有無を検証するとともに、カード自体の配布・周知だけでなくその利用方法を実演する等、「子ども自らが相談できる」という特性を十分に活かせるような工夫が必要である。

②について、平成28年の児童福祉法改正による児童相談所の機能強化に対応して児童相談所の広報が行われており、子ども自身による相談の増加も期待される。一方で、川崎市が取り組む各区の地域みまもり支援センターなどとの連携について検証・評価を行ってその課題を改善し、児童相談所のさらなる機能強化と効率化を図る必要がある。

③について、相談や権利侵害の特性に応じた種々の相談事業がメニュー化されるとともに、各相談事業ともに他の専門機関との連携が図られる仕組となっている。ただし、近年問題が拡大するとともに複雑化しているインターネット問題に関して、川崎市立学校インターネット問題相談窓口に寄せられる相談の多くは、子ども本人ではなくその保

護者からの相談であった。子どものインターネット利用を危惧する保護者が多いことによる可能性もあるが、実際に多くの子どもがインターネットによるトラブルや悩みを抱えている現状においては、「子ども自身が安心して気軽に相談できる」という相談事業の特性を活かすためにも、より一層子どもに対する周知や啓発を行うことが必要である。

〈市の考え方〉

平成 26 年に実施した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」では、困ったり悩んだりしたときに「どこにも相談しない」と回答する割合が 6 割以上に上るなど、相談・救済機関が十分に活用されていない実態があります。関係機関の連携による子どもの相談・救済を進めるとともに、相談窓口の周知と利用促進に向けた広報を効果的に推進します。

2 重点施策の取組状況等

重点施策 1 子どもの権利の理解を広める取組

〈該当する取組〉

推進施策(1)－①

かわさき子どもの権利の日の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日のつどいをはじめとした子どもの権利についての広報・啓発活動を実施します。また、子どもの権利に関する週間を中心に、学校での子どもの権利学習を推進します。

推進施策(2)－②

子どもの権利に関する理解を深めるため、条例パンフレットの配布や研修会等への講師派遣などにより、広報・啓発を行います。

推進施策(3)－③

親等を対象とした家庭教育、権利に関する週間をはじめとする学校教育、市民館での人権学習などの社会教育により、子どもの権利についての学習等を推進します。

推進施策(3)－④

子どもの権利に関する認識を深めるため、権利の意義について施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に係る者に対して、研修を行います。

推進施策(3)－⑤

川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

〈取組状況と評価〉

子どもの権利の理解を広める取組について、第4次計画に基づいて以下の取組を実施しました。

○「かわさき子どもの権利の日のつどい」は平成27年度より開催地を、各区を巡回して実施する形式に変更し、開催区の団体（行政区地域教育会議等）と協働して、クイズラリーやワークショップなどの様々な体験型の企画を実施しました。

○子ども自身が子どもの権利について理解できるように、アニメーションによる映像資料（DVD）や絵本等の新たな手法による広報物を作成しました。また、子どもの年代等に応じた効果的な広報を行うために、中高生向けのマンガ入りのリーフレットも新たに作成し、市内の小学校・中学校・高等学校の全児童・生徒にリーフレットを配布するなど、広報の対象を拡大しました。

○学校における権利学習の取組について、「CAP（子どもへの暴力）プログラム」や「かわさき共生＊共育プログラム」の実施等を通して、権利の大切さや、個性の違いが認められることの大切さ等を学ぶことができました。子どもの権利に関する週間の実施により、保護者や地域住民に公開して、子どもの権利についての理解を深める取組を推進しました。また、かわさき共生＊共育プログラムについての校内研修、権利学習資料の改訂等により、取組の検証・改善も行いました。

○子どもの権利に関する講師派遣事業については実施回数が増加し、従来は保育園の職員研修が中心でしたが、学校、こども文化センター、児童相談所、児童養護施設等、より多様な職域における職員研修を通して、子どもの権利についての理解を促進することができました。

また、子ども関連事業の情報を共有し、連携して効率的に広報・啓発を実施することを目的として、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議（広報・啓発ネットワーク）を開催しました。各所管の広報・啓発の取組について情報共有し、多言語資料の作成、ホームページ・SNSの活用等について意見交換を行い、広報についての先進的な取組を参考にするなどの成果がありました。

子どもの権利の理解を広める取組については、新たな広報手法の活用、広報対象の拡大による子どもの年代等に応じた効果的な広報、職員研修の拡充等を推進しました。子どもの権利に関する実態・意識調査によると、条例の認知度は、特に大人と職員が低い水準にあり、取組の一層の推進が求められます。

〈子どもの権利委員会の意見〉

親、子どもに関わる教師・支援者、そしてすべての子ども自身が、子どもの権利主体性を認識すること、そしてその認識を土台として、個々の場面での具体的権利行使ができるようになること、そのための重点施策の41項目である。確かに、どの項目の事業も着実かつ継続的に行われ、特に条例のパンフレットの作成・配布や権利学習派遣事業のように量的増進が顕著な点は評価できる。しかし、41項目を通じて、果たしてそれぞれの所管課は、PDCAのサイクルを子ども視点で、質的な検証を行っているのか、重点に位置付けたという点からは、疑問なしとはいえない。理解を広めるといふ難しさはあるが、だからこそ、所管課自らが、自分たちの事業を子どもの視点から点検できるように見える化して組み立て改善していくことが求められる。子どもの権利の理解を広めることは、子どもの命を救うことにつながる重要な取組である。今後もあらゆるチャンネルを使って重点的に取り組んでほしい。

重点施策2 子どもを権利侵害から守る取組

〈該当する取組〉

推進施策(10)－⑯

児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。

推進施策(10)－⑰

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。

推進施策(11)－⑱

児童家庭相談や24時間電話相談をはじめとした各種相談事業や、児童相談所、区役所及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

推進施策(14)－㉑

条例パンフレット及び虐待防止に関する啓発資料等の配布や各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

推進施策(15)－㉒

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

推進施策(16)－㉓

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

推進施策(16)－㉔

育ち・学ぶ施設における様々な職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。

推進施策(17)－㉕

学校等において、各種相談カードの配布や、スクールカウンセラーの配置等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

〈取組状況と評価〉

子どもを権利侵害から守る取組について、第4次計画に基づいて以下の取組を実施しました。

○児童虐待防止に向けて、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を深めて適切な相談支援を実施しました。要保護児童対策地域協議会において情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行うことで、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めました。

11月の児童虐待防止月間を中心に、サッカーチームとの連携による啓発イベントやフットサル大会の開催など、多くの人の目にふれるような工夫をこらした普及啓発活動を展開しました。また、親等のグループミーティング、里親研修等を通して、親等を対象にした啓発を行い、虐待の未然防止につなげることができました。

○虐待を受けた子ども等の相談・救済について、児童虐待防止センター事業や総合教育センターにおける24時間365日の電話相談、区役所や児童相談所等における相談支援を通して、虐待を受けた子どもの適切な相談支援を行いました。平成27年度に専門的心理ケアを行う児童心理治療施設「かなで」を開設し、専門相談支援体制を構築しました。また、児童相談所における小規模グループケアの導入、里親登録数の増加により、家庭的養護の充実を図ることができました。

○育ち・学ぶ施設の職員研修について、児童相談所、保育園、学校等における「子どもの権利」の視点からの各種職員研修の実施、体罰に関するリーフレットの配布等を通して、子どもへの虐待及び体罰の防止についての職員の意識の向上に努めました。

○育ち・学ぶ施設の相談体制について、体罰等の相談に対応する電話相談ホットラインの設置など、育ち・学ぶ施設において虐待及び体罰に関する相談体制を整備するとともに、相談カードの学校の全児童生徒への配布、子どもの権利ノートの児童養護施設等へ入所する子どもへの配布により、子どもが相談しやすい環境の整備を行いました。

○学校におけるいじめ防止の取組として、いじめ防止対策推進法に基づく「川崎市いじめ防止基本方針」によりいじめ防止等に向けた体制づくりを進めているところであり、校長や人権尊重教育推進担当者等の教員やスクールカウンセラーを対象にした研修を実施することで、いじめ防止に向けた支援を推進しました。

○学校におけるいじめの相談体制について、校内の情報共有による児童指導体制の充実を図るとともに、いじめ防止対策連絡協議会において関係機関と情報共有を行うなど、関係機関との連携の強化を図りました。また、教育相談の実施、小学校における児童支援コーディネーターの専任化の推進、スクールカウンセラーの市立中学校全校への配置及び小学校等への派遣、スクールソーシャルワーカーの増員による体制強化など、学校におけるいじめに関する相談体制を整備しました。

また、子どもや保護者と接する職員等の研修について情報交換や課題の共有をし、子どもを権利侵害から守るための体制強化を目的として、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議（権利侵害に係る研修ネットワーク）を開催しました。各所管の子どもの居場所支援の取組について情報交換し、職員研修や、若年妊婦等に関わる性教育のあり方、学校

教育との連携について意見交換を行い、情報と課題を共有することができました。

子どもを権利侵害から守る取組については、職員研修の実施、関係機関の連携強化、相談・救済の拡大などを進め、関係所管同士の情報や課題の共有を行いました。しかし、児童虐待の相談・通告件数やいじめの認知件数は増加の傾向が続いており、また、子どもの貧困などの新たな課題への対応も求められます。

〈子どもの権利委員会の意見〉

虐待やいじめ問題などは増加傾向にあり未然防止に向けた取組の強化が課題である。権利侵害を受けながら子ども自らの SOS 発信につながっていない実態があることから、子どもが相談しやすい環境の整備や、子どもの相談機関等による庁内ネットワーク会議の効果的な運営、子どもの権利に関する組織間連携の推進が必要であり、育ち学ぶ施設においても幼・保・小学校との情報共有や職員研修、小・中・高校での権利学習の一層の推進が求められる。「子どもは条例を知ることによって初めて自分の持つ権利に気づいて行動することができる」といったことから権利学習のための人員確保や育成を加速させることや、生まれる前から含めた子どもや親等を含むすべての人への、切れ目のない一体的な支援を実施するため、各施策や事業に地域住民や団体、民間事業者、NPO 法人等との協力・連携による取組がますます必要である。

重点施策3 居場所を失った子どもへの支援の取組

〈該当する取組〉

推進施策(20)－㉔

不登校の子どもの居場所として、市民及び関係団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる場所の確保や施設事業について支援を行います。

推進施策(20)－㉕

子どもの居場所についての考え方及び役割等について、広報します。

〈取組状況と評価〉

居場所を失った子どもへの支援の取組について、第4次計画に基づいて以下の取組を実施しました。

○区内の中学校区に概ね1か所あるこども文化センターを子どもが自由に安心して過ごせる居場所として施設運営を行うとともに、子どもがやりたいことが自由にできる子ども夢パークや冒険遊び場など、地域における多様な形の居場所を提供しました。また不登校の子どもに対して、適応指導教室（ゆうゆう広場）、こどもサポート（旭町、南野川）、子ども夢パークのフリースペースえんにおいて、安心して過ごせる居場所を提供し、学習等の支援を行いました。「こどもサポート旭町」は開所日を増やすことで、支援の充実を図りました。

また、様々な子どもの居場所施策について課題や情報を共有し、効果的に事業を推進することを目的として、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議（居場所ネットワーク）を開催しました。各所管の子どもの居場所支援の取組について情報交換し、プレーパークや学習支援に関する取組等について意見交換を行い、情報共有することができました。

居場所を失った子どもへの支援の取組については、子ども夢パークやこども文化センター等の施設を活用した子どもの居場所の提供や、適応指導教室（ゆうゆう広場）等の不登校対策事業の実施に加えて、地域の寺子屋事業に子どもの居場所としての機能を持たせるなど、多様な形で子どもの居場所を支援する取組を推進しました。

平成27（2015）年2月に発生した中学生死亡事件を受けてまとめられた「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」では、再発防止に向けた取組として、子どもの居場所を地域において多様な形で提供することが望まれるとしており、家庭や学校に居場所がない子どもを地域でどう支え、見守っていくかが問われています。

〈子どもの権利委員会の意見〉

中学生死亡事件を受けてまとめられた再発防止の取組にも子どもにとって安心して過ごせる場所を様々な形で提供できるまちづくりが望まれるとしており、こども文化センターや子ども夢パークなどの地域の居場所の提供、不登校児童生徒の居場所として適応指導教室などの取組の在り方が重要である。市内中学校における不登校生徒の割合は全国平均より高い水準にあることや、すべての子どもの居場所づくりとして居場所の拡大や機能の強化は課題である。加えて地域での孤立や貧困の問題等があるなか、学校や地域の中での場所を活用した寺子屋事業等の取組も推進されているが、多様な主体による地域の実情にあった居場所の拡充と、大人が子どもと向き合える意識を高めることが求められる。